

令和 2 年 第 3 回 定 例 魚 沼 市 教 育 委 員 会 会 議 録			
会 議 日 程	令 和 2 年 3 月 24 日	午 後 1 時 30 分	開 会
		午 後 3 時 38 分	閉 会
場 所	魚沼市役所 堀之内庁舎201会議室	書 記	佐藤 彰弘
委員定数	5 名 (出席者 5 名 欠席者 名)		
出席委員	教育長 梅 田 勝	教育長職務代理者 星 麻 衣	
	委員 高 橋 昇	委員 浅 井 誠 哉	
欠席委員	委員 八 木 由 美 子		
説明のため出席した者	局 長 堀 沢 淳	学校教育課長 斎 藤 勝 浩	
	管理指導主事 早 川 政 宏	統括指導主事 吉 田 勇 一	
	管理指導主事 吉 橋 哲	生涯学習課長 大 桃 明	
	子ども課長 広 井 美 智 子	学校教育課係長 佐 藤 彰 弘	

会議事項及び議事の経過

開会宣言

(梅田 教育長) これより令和2年第3回魚沼市教育委員会を開催します。

日程第1 会議録署名委員の指名について

(梅田 教育長) 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第23条第3項の規定により
八木 由美子 委員をお願いします。

日程第2 教育長の諸報告

(梅田 教育長) 日程第2、教育長の諸報告を行います。(日程3ページ、教育長諸報告により2月19日から3月24日までの出席会議・行事等について報告)

(梅田 教育長) 教育長諸報告について、質疑はありますか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(梅田 教育長) 教育長諸報告については、以上でよろしいですか。

(委 員) (「はい」の声あり)

(梅田 教育長) それでは以上で教育長の諸報告を終わります。

日程第3 議案第10号 魚沼市教育委員会公告式規則の一部改正について

(梅田 教育長) 日程第3、議案第10号、魚沼市教育委員会公告式規則の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(斎藤学校教育課長) 説明いたします。(資料により説明：日程4ページ以降、魚沼市教育委員会公告式規則の一部改正について説明)

- (梅田教育長) 議案第10号について、質疑はありませんか。
- (委員) («ありません」の声あり)
- (梅田教育長) 質疑なしと認めます。
議案第10号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全委員) 「異議なし」
- (梅田教育長) 異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり承認することとします。

日程第4 議案第11号 魚沼市学校給食費徴収規則の制定について

- (梅田教育長) 日程第4、議案第11号 魚沼市学校給食費徴収規則の制定についてを議題といたします。
- (斎藤学校教育課長) 説明いたします。(資料により説明：日程7ページ以降、魚沼市学校給食費徴収規則の制定について説明)
- (梅田教育長) 議案第11号について、質疑はありませんか。
- (委員) アレルギー疾患等のため、牛乳を除く必要がある場合の牛乳費は減額するとありますが、牛乳に代わる飲み物はないのでしょうか。麦茶を飲んでいる児童生徒もいるようですが、牛乳に代わる物もなく、飲みたい人は個人で水筒を持参するのでしょうか。
- (斎藤学校教育課長) 詳細は確認できておりませんでしたので、のち程わかりましたら、ご報告いたします。
- (委員) 学校給食会計要領には金額が入っていますが、毎年変わるのですか。
- (斎藤学校教育課長) 金額の変更がある場合は変わります。
- (委員) 給食費の徴収についてですが、教育委員会が学校を経由して徴収するとありますが、徴収はあくまで教育委員会が行うのですか。
- (斎藤学校教育課長) 各学校で保護者から給食費を徴収し、学校から市の会計へ入金してもらいます。
- (委員) 教育委員会の事務としては、9ページの「未納・滞納への対応」に滞納が何か月も続く場合に、はじめて教育委員会が対応するのでしょうか。
- (斎藤学校教育課長) 滞納が長期間となり、教育委員会で対応した者があります
- (委員) それまでは学校主体で徴収業務にあたるということでしょうか。
- (斎藤学校教育課長) そのようにお願いしております。
- (堀沢局長) 給食費の滞納があるご家庭について、子供に給食を食べさせないわけにはいきません。滞納があると、市の会計に入る給食費と支出する額が合わなくなりますので、その分は市が負担しています。はじめは学校から保護者へ催促しますが、それでも納めていただけないご家庭は、教育委員会と保護者が協議をして徴収方法を決定し、徴収します。今まで滞納となっていたご家庭も教育委員会と協議をし、今年度に完納されたご家庭も2・3件ありました。
- (委員) 教育委員会と協議をしてもなおかつ納付がなかった場合、他の資金から立替をするということはないのでしょうか。

- (堀沢局長) PTA会費など学校で持っているお金から支出するのではなく、あくまでも保護者からご負担をいただき、立替はしません。市会計では翌年度への滞納繰越を行います。子供が卒業してもその滞納をなくす努力をしていかなければなりません。
- (委員) そういったものは何件かあるのでしょうか。
- (堀沢局長) 給食費に限らず、学童や保育料でもあります。給食費についてはあと数件といったところです。
- (梅田教育長) ほかに質疑はありませんか。
- (委員) (「ありません」の声あり)
- (梅田教育長) 質疑なしと認めます。
議案第11号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (委員) (「ありません」の声あり)
- (梅田教育長) 異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり承認することとします。

日程第5 議案第12号 魚沼市立学校の教育職員の業務量の適正な管理等に関する規則の制定について

- (梅田教育長) 日程第5、議案第12号 魚沼市立学校の教育職員の業務量の適正な管理等に関する規則の制定についてを議題といたします。
- (早川管理指導主事) 説明いたします。(資料により説明：日程15ページ以降、魚沼市立学校の教育職員の業務量の適正な管理等に関する規則の制定について説明)
- (梅田教育長) 議案第12号について、質疑はありませんか。
- (梅田教育長) 時間数を明記したという事ですが、罰則規定はないですね。
- (委員) 先生方の反応はいかがですか。
- (早川管理指導主事) なかなか厳しいですね。この4月から超勤報告を提出してもらっていて、小学校ではだんだんと少なくなってきて45時間以内という方が8割・9割となっていますが、中学校は厳しいです。部活指導もあって45時間以内となると、1日2時間程度の超勤しかできません。
- (梅田教育長) ほかに質疑はありませんか。
- (委員) (「ありません」の声あり)
- (梅田教育長) 質疑なしと認めます。
議案第12号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全委員) 「異議なし」
- (梅田教育長) 異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり承認することとします。

日程第6 議案第13号 魚沼市立認定こども園条例施行規則の一部改正について

- (梅田教育長) 日程第6、議案第13号 魚沼市立認定こども園条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

- (広井子ども課長) 説明いたします。(資料により説明：日程18ページ以降、魚沼市立認定こども園条例施行規則の一部改正について説明)
- (梅田教育長) 議案第13号について、質疑はありませんか。
- (委 員) 5年延長するという事ですが、令和7年にはまた延長する可能性はありますか。
- (広井子ども課長) その時になって、保護者の皆さんの利用状況や1号認定としての申し込み状況もありますし、さらには園が民営化になるのかどうかというところもありますので、5年近くになったら様々な状況を見ながら延長するのか、1号認定の正規時間の午後1時30分までとするのか検討していきたいと思えます。
- (委 員) 延長されなければ規則は変わりませんか。
- (広井子ども課長) 延長しないということであれば、変わりません。
- (梅田教育長) 保育園の2号3号認定の人も入っていますよね。
- (広井子ども課長) 令和2年度の入園の状況を申し上げますと、1号認定 教育認定が8人、2号3号認定 保育園利用の園児が73人の予定です。
- (梅田教育長) 1号認定の8人はクラスは一緒ですか。
- (広井子ども課長) 3・4・5歳児となりますが、クラスは保育認定の児と一緒にです。
- (梅田教育長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (梅田教育長) 質疑なしと認めます。
議案第13号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全 委 員) 「異議なし」
- (梅田教育長) 異議なしと認めます。よって議案第13号は原案のとおり承認することとします。

日程第7 議案第14号 魚沼市教育委員会公印規程の一部改正について

- (梅田教育長) 日程第7、議案第14号 魚沼市教育委員会公印規程の一部改正についてを議題といたします。
- (斎藤学校教育課長) 説明いたします。(資料により説明：日程21ページ以降、魚沼市教育委員会公印規程の一部改正について説明)
- (梅田教育長) 議案第14号について、質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (梅田教育長) 質疑なしと認めます。
議案第14号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全 委 員) 「異議なし」
- (梅田教育長) 異議なしと認めます。よって議案第14号は原案のとおり承認することとします。

日程第8 報告事項

①魚沼市学校給食費徴収規則の廃止について

- (梅田 教育長) 日程第8、報告事項①、魚沼市学校給食費徴収規則の廃止について、報告をお願いします。
- (斎藤学校教育課長) 報告いたします。(資料により説明：日程25ページ以降、魚沼市学校給食費徴収規則の廃止について説明)
- (梅田 教育長) 報告事項①について、質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (梅田 教育長) それでは以上で報告事項①を終了します。

②教育に関する事務の点検及び評価実施要綱の一部改正について

- (梅田 教育長) 報告事項②、教育に関する事務の点検及び評価実施要綱の一部改正について、報告をお願いします。
- (斎藤学校教育課長) 報告いたします。(資料により説明：日程27ページ以降、教育に関する事務の点検及び評価実施要綱の一部改正について説明)
- (梅田 教育長) 報告事項②について、質疑はありませんか。
- (委 員) 元々なかったのではないですか。
- (斎藤学校教育課長) 1条削られたため、条が繰り上がっています。削除された際に改正すべきところ、改正していなかったものです。
- (梅田 教育長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (梅田 教育長) それでは以上で報告事項②を終了します。

③魚沼市立小中学校学校事務共同実施要領の一部改正について

- (梅田 教育長) 報告事項③、魚沼市立小中学校学校事務共同実施要領の一部改正について、報告をお願いします。
- (早川管理指導主事) 報告いたします。(資料により説明：日程30ページ以降、魚沼市立小中学校学校事務共同実施要領の一部改正について説明)
- (梅田 教育長) 報告事項③について、質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (梅田 教育長) それでは以上で報告事項③を終了します。

④魚沼市立小学校及び中学校遠距離通学児童等の通学費補助に関する要綱の一部改正について

- (梅田 教育長) 報告事項④、魚沼市立小学校及び中学校遠距離通学児童等の通学費補助に関する要綱の一部改正について、報告をお願いします。
- (斎藤学校教育課長) 報告いたします。(資料により説明：日程34ページ以降、魚沼市立小学校及び中学校遠距離通学児童等の通学費補助に関する要綱の一部改正について説明)
- (梅田 教育長) 報告事項④について、質疑はありませんか。
- (梅田 教育長) 地域名を行政区名に改正する理由についてお願いいたします。
- (斎藤学校教育課長) 地域では通称としていともありますので、明確化したものです。
- (梅田 教育長) ほかに質疑はありませんか。

- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (梅 田 教 育 長) それでは以上で報告事項④を終了します。

⑤魚沼市立教育・保育施設に係る施設型給付費等を定める要綱の一部改正について

- (梅 田 教 育 長) 報告事項⑤、魚沼市立教育・保育施設に係る施設型給付費等を定める要綱の一部改正について、報告をお願いします。
- (広井子ども課長) 報告いたします。(資料により説明：日程37ページ、魚沼市立教育・保育施設に係る施設型給付費等を定める要綱の一部改正について説明)
- (梅 田 教 育 長) 報告事項⑤について、質疑はありませんか。
- (委 員) 来年度からですか。市外の方は多いのですか。
- (広井子ども課長) 来年度4月1日からの改正で、市外の方は仕事の関係で市内に通う園児が多いです。あとは、里帰り出産で上の子を保育園に預けたいという場合があります。
- (梅 田 教 育 長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (梅 田 教 育 長) それでは以上で報告事項⑤を終了します。

⑥魚沼市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱について

- (梅 田 教 育 長) 報告事項⑥、魚沼市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱について、報告をお願いします。
- (広井子ども課長) 報告いたします。(資料により説明：日程41ページ以降、魚沼市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱について説明)
- (梅 田 教 育 長) 報告事項⑥について、質疑はありませんか。
- (広井子ども課長) 魚沼市の今年度の利用は2名でした。宿泊型が1名、訪問型が1名の利用でありました。
- (梅 田 教 育 長) 少ないですね。
- (委 員) 利用対象者が4か月から5か月に改正する理由は何でしょうか。
- (広井子ども課長) 十日町市の産後ケアに力を入れている医院では、5か月まで利用可能となっているため、拡大をさせていただきました。
- (梅 田 教 育 長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (梅 田 教 育 長) それでは以上で報告事項⑥を終了します。

⑦令和2年度魚沼市学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について

- (梅 田 教 育 長) 報告事項⑦、令和2年度魚沼市学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について、報告をお願いします。
- (斎藤学校教育課長) 報告いたします。(資料により説明：日程45ページ、令和2年度魚沼市学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について説明)
- (梅 田 教 育 長) 報告事項⑦について、質疑はありませんか。

- (委 員) (「ありません」の声あり)
(梅 田 教 育 長) それでは以上で報告事項⑦を終了します。

⑧令和2年度魚沼市保育園嘱託内科医・嘱託歯科医の委嘱について

- (梅 田 教 育 長) 報告事項⑧、令和2年度魚沼市保育園嘱託内科医・嘱託歯科医の委嘱について、報告をお願いします。
(広井子ども課長) 報告いたします。(資料により説明：日程46ページ、令和2年度魚沼市保育園嘱託内科医・嘱託歯科医の委嘱について説明)
(梅 田 教 育 長) 報告事項⑧について、質疑はありませんか。
(委 員) (「ありません」の声あり)
(梅 田 教 育 長) それでは以上で報告事項⑧を終了します。

⑨令和2年度魚沼市教育委員会職員等の人事異動について

- (梅 田 教 育 長) 報告事項⑨、令和2年度魚沼市教育委員会職員等の人事異動について、報告をお願いします。
(堀 沢 局 長) 報告いたします。(資料により説明：別紙、令和2年度魚沼市教育委員会職員等の人事異動について説明)
(斎藤学校教育課長) (政策監について追加説明)
(早川管理指導主事) (市立小中学校教職員の人事異動について説明)
(梅 田 教 育 長) 報告事項⑨について、質疑はありませんか。
(梅 田 教 育 長) 入広瀬小学校の養護教諭の欠員は解消されたんですね。
(早川管理指導主事) 職員が多く変わりましたので、こちらからお願いして残していただきました。
(梅 田 教 育 長) 湯之谷中学校と小出中学校の欠員はどうなりましたか。
(早川管理指導主事) 入りました。
(梅 田 教 育 長) ほかに質疑はありませんか。
(委 員) (「ありません」の声あり)
(梅 田 教 育 長) それでは以上で報告事項⑨を終了します。

⑩共催依頼 及び⑪後援依頼

- (梅 田 教 育 長) 報告事項⑩共催依頼及び⑪後援依頼について、それぞれ報告をお願いします。

【以下、日程47ページ以降資料に基づき報告】

- (大桃生涯学習課長) ⑩共催依頼2件について報告
(斎藤学校教育課長) ⑪後援依頼1件について報告
(大桃生涯学習課長) ⑪後援依頼4件について報告
(梅 田 教 育 長) 報告事項⑩及び⑪について、質疑はありませんか。
(委 員) (「ありません」の声あり)
(梅 田 教 育 長) 以上で報告事項を終了します。

日程第9 その他

①その他

(梅田教育長) 日程第9、その他、①その他について

令和4年度以降 魚沼市成人式の対象年齢等の取扱いについて

- (梅田教育長) 令和4年度以降 魚沼市成人式の対象年齢等の取扱いについて、説明をお願いします。
- (大桃生涯学習課長) 説明いたします。(資料により説明：令和4年度以降 魚沼市成人式の対象年齢等の取扱いについて説明)
- (梅田教育長) 令和4年度以降 魚沼市成人式の対象年齢等の取扱いについて、質疑はありませんか。
- (委員) 成人式の延期した日程について、9月の連休中ではなく26日とした理由は何でしょうか。
- (大桃生涯学習課長) まず文化会館の空いている日と市長へ打診をしたところこの日となりました。
- (梅田教育長) 11月の連休という案もありましたが、雪が降る可能性もありますし、真夏を避けてこの日といたしました。
- (堀沢局長) 他の会場でできなのか検討しましたが、式典会場と写真会場を考えると、やはり文化会館しかないため、文化会館の空いている日となりました。
- (梅田教育長) 成人式の名称を変更することになると思いますが、対象年齢を18歳とも考えましたが、飲酒することも考えると20歳がいいのではないかと思っています。対象年齢は今まで通り20歳とする方向ですすめてよろしいでしょうか。
- (委員) (「はい」の声あり)
- (梅田教育長) ほかに質疑はありませんか。
- (委員) (「ありません」の声あり)
- (梅田教育長) それでは令和4年度以降 魚沼市成人式の対象年齢等の取扱いについてを終了します。

(梅田教育長) ①その他について、ほかにありますでしょうか。

- (早川管理指導主事) 別紙により、令和2年4月からの教育活動再開に向けてご報告いたします。
- 昨日開かれました臨時校長会の資料です。文科相からもガイドラインが示されましたが、全国的に4月からは学校を再開するという事です。魚沼市は4月3日までは臨時休校としています。4月4日からは部活動も再開して良いとしています。ただし自校だけの開催とします。小学校中学校とも始業式前の事前登校は実施して良いことにしました。
- 入学式は、卒業式と同様に来賓はご遠慮いただくことにします。学校は始まっていますので、新入生、在校生、新入生の保護者は参加とします。
- 未履修の学習内容の取扱いですが、現在各学校に調査中です。未履修の学習内容については、4月当初に履修し、その後該当学年の学習を始めます。必然的に1学期の授業日数では足りなくなることが予想されます。各学校に応じて、1学期の終業式を遅らせるか、2学期の始業式を早めるか判断をしていただきます。小中学校の5教科を考えていますが、英語教科については各学校で判断していただきます。

小学6年で未履修があった場合は、進学する中学校と相談の上、必要に応じて中学校で履修します。中には月曜の6限を空けている学校もありますので、そこに授業を入れれば夏休み期間まで伸ばさなくても良い学校も考えられます。いずれにしても8月末までには未履修分と1学期の学習内容が終了するようにお願いしています。以上です。

(堀沢局長) 続いて、新型コロナウイルス感染症に関する教育委員会事務局の対策についてご説明いたします。

まず学校教育課ですが、学校職員の介助員は学童保育で3月28日まで勤務し、3月30日から学校勤務とします。

小中学生の図書館等利用ですが、4月4日から再開します。ただし、4月12日までは図書の貸し出しのみとします。施設に滞在しての学習や読書はお断りします。公民館等の利用・スポーツ少年団活動への参加・学校体育施設の貸し出し、これらの禁止期間を4月12日まで延長します。

次に社会教育係ですが、小学生・中学生・高校生の図書館等の利用を4月4日から再開します。ただし、4月12日までは図書の貸し出しのみとします。施設に滞在しての学習や読書はお断りします。宮終二記念館の休館を4月12日まで延長します。

社会体育係ですが、市直営の社会体育施設の利用を明日25日から4月12日まで禁止します。

文化財係ですが、目黒邸の休館を12日まで延長します。

芸術振興係ですが、小中学生・高校生と子供中心の利用団体などの小出郷文化会館の利用自粛を4月12日までお願いします。

子ども課の放課後児童クラブは、学校再開に併せ4月4日から通常に戻します。以上です。

(委員長) 4月4日から部活動は再開して良いとありますが、体育館の利用禁止と照らし合わせた時に、例えば広神体育センターはバレー部が利用していますし、小出中だと武道館を利用している部活に関しては校内でできる範囲で部活を再開するという事でしょうか。

(堀沢局長) 難しいところですが、学校体育館は、入学式が終わるまでは一般的に利用しないだろうと思われれます。グラウンドについても、野球についてはバックネットが張られていないと思いますので、一般的には利用しないだろうと思われれます。堀中のバレーボールを考えますと、直営の体育施設ではなく、指定管理施設ですので、指定管理者が体育館を閉めない場合は使えるのかという気はしますが、自粛になっていますので、学校以外で行うことはないだろうと思われれます。入学式が終わって体育館が使えるようになってから再開という事になるかと思われれます。

(梅田教育長) その他について、ほかにありますでしょうか。

(佐藤学校教育課係長) 先日お送りしました会議録について、修正等はありませんでしょうか。

(全委員) (「ありません」の声あり)

(梅田教育長) その他について、ほかにありますでしょうか。

(委員長) 前回説明のありました魚沼市奨学金について、わからないところがありましたのでお聞きします。

奨学基金が6億1千200万円あり、40人程度であれば貸与可能であると説明がありました。40人のうち今年度は28人の申請があり、1人辞退、1人欠格、その他に他の制度の奨学金を借りる場合は市の奨学金が受けられないということでした。資金的に余裕があるのではないかと思います。これだけの基金があるわけですからもう少し貸与を受けられる人を増やす方法はないのでしょうか。もう少し宣伝をすとか、成績要件を3.0から2.8や2.5にランクを下げた場合に申請者が増えるかもしれません。

個人的な意見ですが、成績はあまり評価をしなくていいのではないかと思います。結果として進学校に合格しなければ奨学金は必要ないわけで、合格したという事はそれなりの学力があると認められます。成績要件が3学年ではなく、2学年の成績で評価されるのは酷なことだと思います。2学年の時点では、進学の意味決定をできない生徒もいると思います。学力の面でも1年前の学力で評価されるのはどういうものか、進学するという意欲によって学力が向上しますので、2学年の成績に重点を置くのではなく、個人の意欲に重きを置くような形にした方が良いのではないかと思います。

(堀沢局長) 募集定員の40人というのは、あくまでは予算の人数です。例年30人未満の認定者で、多くても40人程度というところですか。認定者が増えれば基金の取り崩しを行って、貸し付けを行うこととなります。

成績要件を撤廃するのはハードルが高いです。進学意欲があれば私立・専門学校など進学ができると思います。全国的な動きを見てから、要件を緩和するかどうかだと思います。

(委員) 2学年の成績でなぜ判断するのか理由があるのではないですか。

(堀沢局長) 2学年ではなく3学年の2学期までの成績で、申請が12月から1月の受付ですので、そこも関連しています。

もう1点基金の額ですが、貸与者全員が返還すれば減りません。このままいけばどこかで枯渇するかもしれませんが、まだ何年も貸与できる金額はありますので、心配はありません。誰でもみんな貸与しますとした場合、収入要件がありますので全員とはいきませんが、貸与した場合滞納者がどれだけ出るかというところも懸念されます。

(委員) 保証人は取っていないのですか。

(堀沢局長) 保証人はいますが、まず保護者に連絡をしています。

(委員) 返さない人もいるでしょうし、返せない人もいると思います。

(梅田教育長) ここで決定することはできませんが、問題提起をしていただきましたので、今後の課題とさせていただきます。

②今後の会議日程

(梅田教育長) 第4回定例会は4月17日、午後1時30分から堀之内庁舎で開催することとします。

(梅田教育長) そのほかにありますか。

(梅田教育長) それでは以上で②今後の会議日程を終了します。

(梅田教育長) 以上で日程を終了することとし、本日の委員会を閉会といたします。

終了時刻 午後 3 時 38 分

以上の記録は、書記が整えたものであるが、その正確であることを証して署名する。

令和 年 月 日

教 育 長

会議録署名委員